⑷ Delivery period : October 31, 2018
⑸ Delivery place : National Leprosarium Matsuoka-hoyouen
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③ prove to have no false statement in tendering documents.
④ prove neither the business condition nor credibility is considerably deteriorating
⑤ have Grade A, B or C in "Sales of products" for participating in touhoku in Region, in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017, 2018 ;
⑥ For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about "e" and "f") for the last two years of the bid submission deadline of this bid :
a Welfare annuity insurance
b Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over)
c Seamen's insurance
d National pension
e Worker's compensation insurance
f Unemployment insurance ;
⑺ Time-limit for tender : 12 : 00 A.M. June 13, 2018
⑻ Contact point for the notice : Tadahisa Takayama, Director, Accounting Division, National Leprosarium Matsuoka-hoyouen, 19, Aza Hirayama, Oaza Ishie, Aomori-shi, Aomori-ken 038―0003, Japan. TEL 017―788―7563

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年4月23日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　泊　　宏
支出負担行為担当官
横浜税関総務部長　南埜　耕司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　事業概要
⑴ 品目分類番号　41、42、75、78
⑵ 事業名　横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業
⑶ 事業場所　神奈川県横浜市中区新港一丁目6番2号他
⑷ 事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、事業敷地内の既存建物及び地下存置物等（以下「既存建物等」という。）の解体撤去を含む、横浜地方合同庁舎（仮称）（外構及び新設付属施設を含む。以下「本施設」という。）の①施設整備、②維持管理及び運営に関する業務を行うものである。
⑸ 事業期間　事業契約締結日から平成45年3月31日まで。
2　競争参加資格
⑴ 応募者の構成
① 応募者は、1⑷①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること。
② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。
なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。
ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
③ 構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。
④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、次のアからオまでのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。
ア 設計業務
イ 建設業務
ウ 工事監理業務
エ 維持管理業務
オ 運営業務
⑤ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議するものとし、その事情を検討のうえ発注者が認めた場合はこの限りではない。
⑥ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
⑦ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。
⑧ 上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(A) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。(B)において同じ。）の関係にある場合
(B) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。
(A) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合